

技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和6年4月25日

岡山県知事 伊原木 隆太

1 技術提案に付する事項

- (1) 業務名
メディアミックスによる県政広報事業業務
- (2) 業務内容
メディアミックスによる県政広報事業業務仕様書（以下「仕様書」という）のとおりに
- (3) 契約期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 履行場所
岡山県総合政策局公聴広報課の指定する場所

2 技術提案に参加できる者の資格

岡山県を放送対象地域とし、テレビジョン放送事業を行う放送法（昭和25年法律第132号）第22条第2号）に基づく特定地上基幹放送局であること。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県総合政策局公聴広報課
〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6
電 話（086）226-7154
F A X（086）224-3246

4 契約条項を示す場所

上記3の場所とする

5 技術提案参加手続等

この技術提案に参加を希望する者は、次のとおり技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）を次のとおり提出しなければならない。

また、技術提案参加者は、契約担当者から提出した書類等について説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

- (1) 技術提案説明書、仕様書の配布期間及び場所

- ①配布期間 令和6年4月25日（木）から令和6年5月17日（金）まで
（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- ②配布場所 上記3の場所に同じ
なお、次の岡山県ホームページからダウンロードできる。
<http://www.pref.okayama.jp/site/321/>

（2）説明会の実施

次のとおり説明会を実施する。

- ①日時 令和6年5月13日（月）午前（時刻の詳細は別途連絡する。）
- ②場所 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁4階 記者会見室

（3）技術提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

- ①提出期間 令和6年4月25日（木）から令和6年5月17日（金）まで
（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- ②提出場所 上記3の場所に同じ
- ③提出方法 持参又は郵便等
（書留郵便、その他これに準じる方法によるものに限る。）

（4）技術提案参加資格要件の審査

①審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認められる者に対してはその旨を通知する。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

②技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和6年5月22日（水）までに、上記3の宛先にFAXする方法により、説明を求める書面を提出することができる。

（5）仕様等に対する質問の受付

- ①受付期間 令和6年4月25日（木）から令和6年5月17日（金）まで
（閉庁日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- ②方法 「仕様書に対する質問・回答書（様式第2号）」によりFAXすること。
- ③宛先 上記3に同じ
- ④その他 技術提案実施後、仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 技術提案

（1）提案書等の提出

- ①提出期限 令和6年5月29日（水）午後5時必着
- ②提出場所 上記3の場所に同じ
- ③提出書類 ・提案書（様式第3号）原本1部、写し3部
・企画概要を説明する書類（提出任意）4部
- ④提出方法 持参又は郵送等による。ただし、郵送等による場合は、提出期限までに必着することとし、発送後であっても未着の場合は、期限内の提出がな

かったものとみなす。

(2) 技術提案の説明

技術提案参加者は、技術提案内容について、次のとおり説明（プレゼンテーション）を行わなければならない。

①日時 令和6年6月3日（月）午前（時刻の詳細は別途連絡する。）

②場所 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県庁4階 記者会見室

7 その他

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 採用者の決定方法

① 別途設置する審査委員会で審査を行い、業務受託予定者3者及び担当するテーマを決定する。

② 原則として、プレゼンテーション後10日以内に決定内容を通知する。

③ 審査における評価は、提案書の各項目に基づき総合的に判断する。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条及び第155条の規定による。

(4) その他

① 詳細は仕様書による。

② プレゼンテーションの参加に係る費用は、参加者負担とする。

③ 提出書類は返却しない。

④ 審査の過程において追加資料を求める場合がある。

⑤ 採用者決定後、企画内容については、県と改めて調整の上決定する。

⑥ 県は、各採用者とそれぞれ契約を締結する。

⑦ 採用者は、契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければならない。なお、この誓約書を提出しないときは、当該契約の締結を拒んだものとみなすので、留意すること。